



市税などの滞納整理強化期間中です

収納管理課 ☎048(456)5369

埼玉県と県内全市町村では、税負担の公平性と税収入を確保するため「ストップ!滞納」を合言葉に、10月から12月までを「滞納整理強化期間」として、滞納の解消に向けた取り組みを行っています。

市税などの滞納状況

市に納められている税金には、市税(市県民税、法人市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税)と国民健康保険税があります。令和7年度までの市税と国民健康保険税を合わせた滞納者数は累計1,410人で、滞納額の合計は、約1億1,202万円です(令和8年7月29日現在、延滞金を除く)。このうち100万円以上の高額滞納者は6人で、滞納額は合計で約1,004万円にのびります(延滞金を除く)。



▲市ホームページ

財産調査、滞納処分

督促状を送付してから10日以内に納付がない場合は、法の規定により財産調査を実施し、財産を差し押さえしなければなりません。差し押さえた財産は完納するまでの担保とするほか、換価して滞納税に充てることとなります。分割して税金を納付している場合でも、滞納がある以上は財産を調査し、発見した場合には財産を差し押さえます。差し押さえた財産は、完納になるまで差し押えの解除はしません。令和7年度は、1,163件の差し押えの執行により、約7,577万円の滞納額を徴収しました。

財産区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不動産	20件	20件	28件
預貯金	828件	829件	851件
給与	140件	132件	182件
生命保険	35件	35件	41件
その他	49件	56件	61件
合計	1,072件	1,072件	1,163件

▲差し押えの執行状況

滞納は放置せず、必ず相談をしましょう

休日納税相談 ※今月号24ページをご覧ください。

とき 原則、第4日曜日 9時～16時30分

ところ 収納管理課

生活改善型納税相談(ファイナンシャルプランナーによる相談会)

とき 10月27日(火) 9時～12時、13時～17時

ところ 収納管理課 定員 7人(予約制、1人1時間)

市営墓地(一般墓地)の利用者を追加募集します

環境推進課 ☎048(473)1492

市では、市営墓地(一般墓地)の利用者を追加募集します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

募集内容	区画数	使用料	管理料
1.95m ² (幅×奥行)	3区画	54万円/永年	2,100円/年
2.25m ² (幅×奥行)	7区画	47万円/永年	2,100円/年
3.3m ² (幅×奥行)	14区画	69万円/永年	3,140円/年

募集期間 10月19日(月)～11月13日(金)(必着)

申込資格 以下のすべての要件を満たす人

- ・志木市に1年以上在住しており、引き続き市内に住所を有する人
- ・祭祀を主宰する人
- ・申込者の同一世帯(申込者を含む)の人がすでに墓地の使用許可(ペット共同埋蔵を除く)を受けていないこと

申込方法 申込書を郵送または直接、環境推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所のいずれかへ

▼申込数が募集数を上回った場合、11月28日(土)に総合福祉センター1階ホールで公開抽選会を実施します。

なお、抽選会の参加有無は、当選結果に影響しません。



▲市ホームページ